

板橋区後期高齢者歯科健康診査実施要綱

(令和5年6月9日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区後期高齢者歯科健康診査（以下「健診」という。）を実施することにより、口腔機能及び嚥下機能の低下による疾病を予防し、もって健康増進、健康寿命の延伸、フレイルの予防及びQOL（生活の質）の維持・向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 健診の対象者は、次のいずれかに該当する者で、健診を希望するものとする。

- (1) 区の住民基本台帳に記載されている東京都後期高齢者医療広域連合の被保険者で年度末現在満76歳の者
- (2) その他区長が特に認める者

(受診回数)

第3条 受診できる回数は、同一人につき当該年度1回限りとする。

(健診期間)

第4条 健診は、当該年度の間で区が指定する期間に実施する。

(検査の内容)

第5条 健診は、次の各号に掲げる内容により実施する。

- (1) 問診
- (2) 義歯管理・口腔機能・口腔乾燥・歯の状態の確認等
- (3) 高齢者歯科疾病に関する受診者への情報提供
- (4) 受診結果の説明及び口腔ケアに関する指導

(自己負担金)

第6条 健診を受診する者の自己負担金は徴収しない。

(受診券の交付)

第7条 区は、健診期間実施前に、年度末現在満76歳となる者に対しあらかじめ後期高齢者歯科健診受診券（以下「受診券」という。）を交付する。

- 2 第2条第2号に該当する者に対する受診券の交付は、当該者からの請求に基づき、これを行うものとする。

(受診方法)

第8条 受診を希望する者は受診する際に受診券を提出し、受診するものとする。

(事業委託契約)

第9条 区は、健診の実施について、地区歯科医師会と委託契約を締結することができる。

(記録の保存)

第 10 条 区及び受託者は、結果票等の関係書類を、健診を実施した年度の翌年度の初日から 5 年間保存するものとする。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、健診に関する必要な事項については、健康生きがい部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。